

指定金融機関を活用した危機対応体制

政 府

- ・出資
- ・資金の貸付け
- ・利子補給金交付

指定金融機関

- ・申請する民間金融機関のうち、一定の基準を満たすものを主務大臣が指定
- ・主務大臣が危機を認定した場合には、新公庫からのリスク補完等を受けて、貸付け等の「危機対応業務」を実施

協 定

- ・資金の貸付け
- ・リスクの一部補完
- ・利子補給

(株)日本政策 金融公庫

【危機対応円滑化業務勘定】

- 危機対応円滑化業務実施方針の策定・公表
- 指定金融機関との協定締結の上、リスク補完等を実施

(注)公庫自らも旧機関から承継した業務の範囲内で、必要な融資を実施

(株)商工組合中央金庫

(株)日本政策投資銀行

■ 指定金融機関の活用事例

ニーズ	必要な金融
金融秩序の混乱 経営環境の変化 【資金の代替融通】	長期資金供給 短期資金供給 手形割引
災害復旧 【インフラ復興資金】	CP取得 出資 等